

「三田市都市計画道路網見直し業務委託及び  
新統合病院整備に伴う市内交通影響等調査業務委託」  
公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「三田市都市計画道路網見直し業務委託及び新統合病院整備に伴う市内交通影響等調査業務委託」に係る契約の相手方となる候補者の決定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

## 1. 業務概要

### (1) 業務名

三田市都市計画道路網見直し業務及び新統合病院整備に伴う市内交通影響等調査業務

### (2) 業務の目的

本業務は、人口減少や少子高齢化により、将来の都市構造が大きく変化していくことが予想される中、持続可能な都市構造を目指すため、長期未着手となっている都市計画道路について、その必要性・実現性を検証し、都市計画道路の存続、変更又は廃止の方針を決定することで、土地利用制限の解消や持続可能な都市構造の実現に向けた効果的・効率的な道路網の整備へとつなげていくことを目的とする。

また、三田市都市計画道路網見直し業務における解析データを踏まえて、三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院（以下「新統合病院」という。）整備に伴う道路交通の課題及び対応方針の検討並びに三田市民の新統合病院までの交通アクセスの手法検討及び課題整理により、市内全域で均衡のとれた交通アクセスとなるよう方針を定めることを目的とする。

### (3) 業務内容

別紙「三田市都市計画道路網見直し業務委託及び新統合病院整備に伴う市内交通影響等調査業務委託基本仕様書」に示すとおりとする。

### (4) 特定テーマ

本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

#### 【提案事項1】都市計画道路の存続、変更又は廃止の検討

三田市都市計画道路網見直し検討にあたって、道路網見直しを効率的かつ合理的に進めるため、本業務において、どのような手順でどのような検討を実施するか、また検討にあたっての留意点について提案すること。

#### 【提案事項2】新統合病院整備後の道路交通の課題・対応方針の検討並びに三田市民の新統合病院までの交通アクセスの手法検討及び課題整理

新統合病院整備後の道路・交通課題の検討並びに三田市民の新統合病院までの交通アクセスの手法検討及び課題整理について、検討に必要な視点を提案し、どのような手順でどのように検討を実施するか、検討の進め方、論理の組み立てについて提案すること。

(5) 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日(金)

2. 予算

委託料の見積限度額は、以下に示すとおりとする。(消費税及び地方消費税を含む)

①三田市都市計画道路網見直し業務 8,965,000円

②新統合病院整備に伴う市内交通影響等調査業務 8,900,000円

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

4. 日程

候補者決定までのスケジュールは、次のとおりとする。

内容		期日等
(1)	実施公告	令和5年4月3日(月)
(2)	質疑提出期限	令和5年4月10日(月)17:00
(3)	質疑回答期限	令和5年4月17日(月)(市ホームページ掲載)
(4)	参加表明書提出期限	令和5年4月19日(水)17:00必着
(5)	参加表明書審査	令和5年4月19日(水)～令和5年4月25日(火)
(6)	参加資格審査結果 (選定・非選定)通知	令和5年4月27日(木)
(7)	技術提案書提出期限	令和5年5月22日(月)17:00必着
(8)	技術提案書審査 (プレゼンテーション)	令和5年5月29日(月)※詳細は別途通知
(9)	プロポーザル審査結果 (特定・非特定)通知	プレゼンテーション後概ね1週間以内

5. 参加資格

参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

(1) 基本的要件

①三田市入札等参加資格者名簿に登録された者又は入札等参加資格者名簿に未登録の者で、参加表明時に次の書類を提出し、当該プロポーザルに参加することが認められた者

<プロポーザル参加のための確認書類> ※追加資料の提供を求める場合があります。

①代表者証明（商業登記履歴事項全部証明書）
②法人税・消費税及び地方消費税の納税証明（その3の3） ※滞納がないことが確認できること
③財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書） ※最新1年分の決算数値がわかるもの
④印鑑登録証明書及び使用印鑑届（様式任意）

- ②市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤三田市暴力団排除条例（平成24年条例第9号）第2条第3号に該当しない者であること。

## (2) その他要件

- ①過去5年以内（平成30年度から令和4年度）に本件と同種の業務実績（将来交通量需要予測、街路計画・設計、交通計画、都市計画関連業務（都市計画道路、都市交通分野））があること。
- ②配置業務予定者が以下のいずれかの資格を有すること。
  - ・技術士：建設部門（道路又は都市計画及び地方計画）
  - ・RCCM：道路部門又は都市計画及び地方計画部門

## 6. 質疑・応答

### (1) 提出方法

質問書（様式7）により下記（3）のメールアドレスに電子メールで提出すること。

### (2) 提出期限

令和5年4月10日（月）17:00必着

### (3) 提出先

三田市まちの再生部都市政策室都市政策課  
メールアドレス：tosi@city.sanda.lg.jp

### (4) 回答方法

市ホームページの「入札・契約」ページに掲載することとし、三田市からの回答期日は、令和5年4月17日（月）17:00とする。

## 7. 参加申込の手続き

### (1) 提出書類

様式等	提出部数
①参加表明書（様式1）	各1部
②会社概要、業務実績（様式2）	
③業務実施体制（様式3）	
④業務（管理・担当）予定者の経歴等（様式4）	
⑤業務（管理・担当）予定者の業務実績（様式5）	

### (2) 留意事項

- ①業務実績及び業務予定者(管理予定者及び担当予定者)の業務実績は、過去5年間に  
おいて、同種業務(将来交通量需要予測、街路計画・設計、交通計画、都市計画関連  
業務(都市計画道路、都市交通分野))を受注し、実施したものを対象とすること。  
なお、業務予定者との雇用関係を証明する書面(健康保険証等、記号番号等特定に  
係る部分は黒塗りすること。)を併せて提出すること。
- ②業務の一部を第三者に委託する場合は、業務実施体制(様式3)に記載するとともに、  
契約締結時に承諾手続きを経ること。ただし、業務管理予定者を第三者に委託する  
ことはできない。
- ③共同企業体での参加はできないものとする。
- ④記載した業務実績について、契約書又はTECRIS等の写しを提出すること。  
また、業務予定者がその業務を担当したことを証する業務計画書又は業務報告書  
等の該当部分の写しを添付すること。
- ⑤様式4及び5については、様式3「業務実施体制」に記載した業務予定者ごとに  
作成すること。

### (3) 提出期限

令和5年4月19日(水)17:00必着

### (4) 提出方法

持参または郵送に限る。(郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる  
方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受  
け付けない。)

### (5) 提出先

三田市まちの再生部都市政策室都市政策課  
(送付先等は「14. 問合せ先」を参照)

## 8. 参加資格審査・通知

### (1) 参加資格審査

提出された参加表明書類について参加資格を確認し、資格を有する者に技術提案書の提出を依頼する。資格を有しない者については、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を通知する。非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非選定理由についての説明を求めることができる。

その場合の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

### (2) 通知

参加資格審査の結果通知は、令和5年4月27日（木）付の郵送で行い、併せて電子メールを送信する。

### (3) その他

参加資格を有する者が5者以上あった場合は、本要領「11. 審査基準等」の（1）技術提案書の提出者を選定するための基準に基づく評価の合計点が高いものから技術提案書の提出者として4者程度選定する。ただし、同評価の提出者が2者を超えて存在する場合及び評価点が僅差の場合はこの限りではない。

## 9. 技術提案書の作成方法

### (1) 提出書類

様式等	提出部数
①技術提案書（様式6）	各10部 （正本1部、副本9部）
②業務の実施方針、実施フロー、工程表（参考様式1）	
③特定テーマに対する技術提案（参考様式2-1、2-2）	
④見積書（任意様式）	

### (2) 留意事項

- ①文字サイズは10ポイント以上とし、字体は読みやすいものとする。
- ②見積書には、仕様書等に記載された全ての業務の見積額を記載すること。また、見積書は「2. 予算①、②」の業務ごとに作成し、それぞれの予算額を超過しないよう留意すること。
- ③提出書類は、表紙に社名及び押印された正本を1部、表紙を含む書類中に社名の記載がない副本を9部とすること。

### (3) 提出期限

令和5年5月22日（月）17:00 必着

### (4) 提出方法

持参または郵送に限る。（郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。）

(5) 提出先

三田市まちの再生部都市政策室都市政策課  
(送付先等は「14. 問合せ先」を参照)

10. プレゼンテーション

(1) 開催日時

令和5年5月29日(月) ※詳細は別途通知

(2) 場所

三田市役所庁舎内会議室

(3) 出席者

業務管理予定者を含め3人とする。

(4) その他

- ①プロジェクター及びスクリーンは市において用意する。
- ②プレゼンテーションは、本件業務を担当する者が説明を行うものとする。
- ③プレゼンテーションは1者ごとに実施し、説明15分、質疑応答15分とする。

11. 審査基準等

参加表明書及び技術提案書の評価項目、判断基準並びに評価のウエイトは以下のとおりとする。なお、選定は、次の「(1) 技術提案書の提出者を選定するための基準(一次審査)」及び「(2) 技術提案書を特定するための基準(二次審査)」による審査結果に基づく評価点の合算により行う。

(1) 技術提案書の提出者を選定するための基準(一次審査)

分類	評価項目	評価内容	配点
業務経歴等 (20点)	業務実績	配点は、①同種の実績が3例以上ある場合、②同種の実績が1～2例ある場合の順位で評価する。	5点
	業務予定者の実績・能力	配点は、①同種の実績が3例以上ある場合、②同種の実績が1～2例ある場合の順位で評価する。	5点
	業務予定者の実績・能力	専門的なノウハウや知識を有し、本市の業務委託においても活かすことが期待できる業務予定者であるか。	5点
	本業務の推進体制	業務管理予定者を補佐する担当者を複数配置するなど、業務を実施するにあたって万全の体制として期待できるか。	5点

(2) 技術提案書を特定するための基準（二次審査）

分類	評価項目	評価内容	配点
提案内容等 (20点)	業務に対する理解度（三田市都市計画道路網見直し業務）	仕様書に沿った提案内容であるか。また、本業務に対する理解度、取組方針が明確であるか。	5点
	業務に対する理解度（新統合病院整備に伴う市内交通影響等調査業務）	仕様書に沿った提案内容であるか。また、本業務に対する理解度、取組方針が明確であるか。	5点
	スケジュール	設定されたスケジュール及び作業工程は、具体性・実現可能性があるものとなっているか。	5点
	独自性	提案全体を通して、独自提案や優れた代替案等、提案内容が優れたものとなっているか。	5点
プレゼンテーション (10点)	業務予定者の説明	理解しやすい資料構成になっているか。業務予定者の説明は簡潔明瞭で理解しやすいか。	5点
	取組意欲	業務予定者の質問に対する受け答えは適切であり、業務を成功させようとする意欲が感じられるか。	5点
特定テーマに対する技術提案 (40点)	都市計画道路の存続、変更又は廃止の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の地域特性を踏まえ、課題の評価分析方法が優れた提案となっているか。</li> <li>・道路網見直しを効率的かつ合理的に進めるため、本業務において、どのような手順でどのように検証を実施するか、また検討にあたっての留意点に妥当性があるか。</li> </ul>	20点
	三田市民の新統合病院までの交通アクセスの手法検討及び課題整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の公共交通の現状や将来の想定される課題などを前提とした内容となっているか。</li> <li>・着眼点に妥当性があり、合理的な提案となっているか。</li> </ul>	20点
見積書 (10点)	見積金額	最低見積金額 ÷ 貴社見積金額 × 10点とする。	10点

(3) その他

同評価の場合の優先項目は、次のとおりとする。

- ①分類「提案内容等」の合計得点が高い者
- ②分類「特定テーマに対する企画提案」の合計得点が高い者
- ③参加見積書の金額が低い者
- ④上記においても同点の場合は、審査委員の多数決により決定する。

## 12. 技術提案書選定方法・通知

提出された技術提案書についてプロポーザル審査会が審査し、提出した者の中から評価の合計点が最上位である者を1者特定する。審査の結果は、すべての提出者に対して書面により通知する。

技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を通知する。非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

## 13. その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は提出者の負担とする。
- (3) 技術提案書の提出は1者につき1案とする。
- (4) 提出されたすべての書類の返却は行わない。
- (5) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書等の差し替え及び再提出は認めない。  
また、プレゼンテーション当日の資料配布は不可とする。なお、提出書類等に記載した業務（管理・担当）予定者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の業務管理者又は業務担当者に変更することについて、市の了解を得なければならない。
- (6) 本件プロポーザルから辞退する場合は、速やかに書面（様式任意）によりその旨届け出るものとする。
- (7) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
  - ①参加資格要件を満たしていない場合
  - ②提出書類に虚偽の記載があった場合又は審査に影響を与えるような不備があった場合
  - ③審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
  - ④見積書の金額が、見積限度額を超過した場合
  - ⑤本案件の公告の日から候補者特定までの期間中に、本案件に関する営業行為を行った場合
- (8) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の仕様書に適切に反映するものとする。



(9) 契約締結にあたっては、契約金額の100分の10以上（三田市内に本社本店のある者については100分の3以上）の契約保証金の納付を求める。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(10) 技術提案書等の著作権等については、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した技術提案書等の書類については、市は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

#### 14. 問合せ先

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号

三田市まちの再生部都市政策室都市政策課

TEL : 079-559-5116

Email : [tosi@city.sanda.lg.jp](mailto:tosi@city.sanda.lg.jp)